

短期給付事務の概要

東京都教育庁福利厚生部給付貸付課短期給付担当

1 短期給付事務の概要

1-① 短期給付の種類

「法定給付」 地方公務員等共済組合法で定められている短期給付

「附加給付」 公立学校共済組合独自（定款）で定めている給付

【表 1】 短期給付の種類と、組合員からの請求を要するものの関係

支給される要件		法定給付		附加給付		
病気やケガで病院等にかかったとき、又は入院したとき	組 合 員	療養の給付	—	一部負担金払戻金	家族療養費には「療養の給付」の他に「療養費」が含まれる。請求が必要なのは「療養費（自費負担、治療用装具、鍼灸）」。	
		療養費	要請求	—		
		保険外併用療養費	—			
		高額療養費	—			
		高額介護合算療養費	要請求			
		入院時食事療養費	—			
	被扶養者	家族療養費	要請求	家族療養費附加金	—	
		保険外併用療養費	—	—		
		高額療養費	—	—		
訪問看護を受けたとき	組 合 員	訪問看護療養費	—	一部負担金払戻金	—	
		高額療養費	—	—		
	被扶養者	家族訪問看護療養費	—	家族訪問看護療養費付加金		
		高額療養費	—	—		
緊急に移送されたとき	組 合 員	移送費	要請求	—	—	
	被扶養者	家族移送費				
出産したとき	組 合 員	出産費		出産費附加金	要請求	
	被扶養者	家族出産費		家族出産費附加金		
死亡したとき	組 合 員	埋葬料		埋葬料附加金		
	被扶養者	家族埋葬料		家族埋葬料附加金		
休業したとき	組 合 員	傷病手当金		傷病手当金附加金	要請求	
		育児休業手当金		—	（注）法定給付である「傷病手当金」に上乗せして請求・給付するものではない。法定の支給期間に続けて6カ月間給付期間を延長するもの。	
		介護休業手当金				
		出産手当金				
		休業手当金				
災害に遭ったとき	組 合 員	弔慰金		—	—	
	被扶養者	家族弔慰金				
	組 合 員	災害見舞金				

1-② 所属所

公立学校共済組合定款で、「組合は、本部及び支部の所轄機関として所属所を置く」と規定している。公立学校共済組合東京支部の所属所は、東京都又はこれに包括される市区町村が設置する公立学校、東京都教育委員会事務局の部課、出張所等の教育機関（公立学校を除く）、直営病院である。

所属所長は、公立学校にあっては「校長」が充てられ、東京支部長（東京都教育長）が定める事項を処理する。（公立学校共済組合運営規則）

1-③ 時効

給付事由発生から2年経過すると、組合員が共済組合に請求する権利が消滅する。

※消滅時効の起算日…給付事由の翌日

例）医療機関等に療養の費用や移送に要した費用を支払った日の翌日

傷病手当金等休業給付は、勤務に服することができない日（土日除く）ごとにその翌日

1-④ 給付の時期

短期給付の各種給付金の請求書は、毎月10日に締切り（※）、原則として当該月の24日に支払う。10日が土日祝日にあたるときは、直前の開庁日が締切りとなる。

※10日までに共済組合に到着し、請求書類としての要件を満たしているもの

高額療養費や附加給付は、医療機関等から共済組合に診療報酬の請求があってから、審査し給付処理を行うため、通常、診療月の3カ月後が支払い月となる。

1-⑤ 給付決定通知書

給付該当月の24日前後に当該対象者が在籍する学校へ送付する。

小学校、中学校は、区市町村教育委員会にまとめて送付している。なお、給付日現在退職している者で、退職から引続き任意継続組合員となった者への通知は、学校を通さず、共済組合から直接該当者へ送付している。

【表2】給付決定通知書の送付先

通知の対象者		送付先
学校に在職している 組合員（現職）	組合員	区市町村教委経由で所属所 （学校）
	被扶養者	
退職した組合員（任 継以外）	組合員	区市町村教委経由で退職時 の所属所（学校）
	被扶養者	
任意継続組合員	組合員	共済組合に届出している該 当者の自宅住所
	被扶養者	

※給付決定通知書について

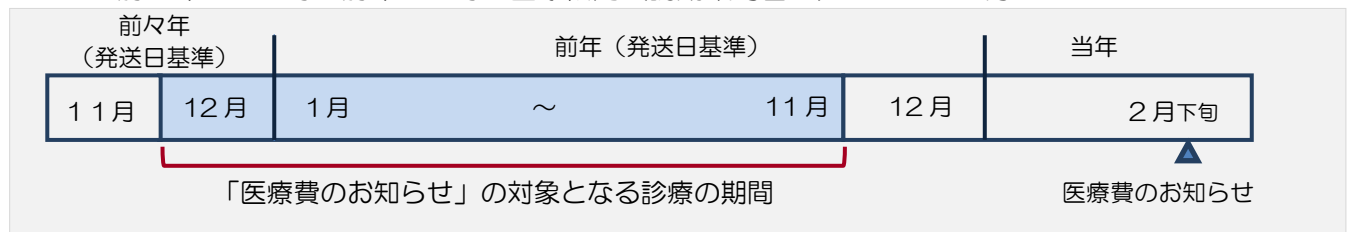
- ①規 格：郵便はがき（圧着）
- ②宛 名：組合員、被扶養者別に作成
- ③注意点：所属所から組合員等の自宅に
給付決定通知書を単独で発送
する際は、52 円切手を貼付
するようお願いします。

1-⑥ 医療費のお知らせ

医療費の適正化を図るとともに、所得税の医療費控除申告を行う際の参考として、毎年2月下旬頃に発送している。発送時期に、共済組合の広報誌「かがやき」で特集記事を掲載し、全組合員に周知を図っている。

■対象となる診療月

前々年の12月～前年11月に医療機関（調剤薬局含む）にかかった分



■よくある質問

Q：医療費控除の申告に使いたいので、もっと早く通知してほしい

A：所得税申告の参考に活用してもらうため、前年に診療した内容を可能な範囲で抽出している。機械処理や通知書作成等の関係で、2月下旬になってしまう。今後も可能な限り早く発送するよう取り組んでいく。

Q：医療費控除の対象となる前年12月分の医療費が記載されていない

A：12月診療分は、医療機関から提出されるレセプトの確認を行えるのが最短で2月中旬となるため、「医療費のお知らせ」の作成に間に合わせることができない。手元にある領収証等で確認していただきたい。

Q：「医療費のお知らせ」を紛失したので再発行してほしい

A：再発行は原則として対応できない。「医療費のお知らせ」は、年に一度、外部業者に委託して印刷・封入封緘している。その作業用に、電算処理にて共済で保有する医療費関係のデータを抽出・集計・加工している。特定の組合員に係る「医療費のお知らせ」用のデータを集計することは、電算への負荷やデータ管理上の点で対応が困難であることや、電算以外での作成には相当の時間を要することから、再交付の申し出は断っている。

Q：受診した覚えのない病院が記載されている

A：短期給付担当へ連絡をお願いしたい。医療機関へ受診の有無を確認するなどの対応を講じる（医療機関への照会を行うにあたって、該当組合員の氏名等の情報や、該当組合員の申し出の内容等を医療機関に伝えることについての同意が必要）。

なお、医療機関への照会の結果、受診内容に変更が生じた場合でも、「医療費のお知らせ」は再発行しない。

2 今後予定されている制度改正等

医療保険制度については、近年毎年大きな改正があり、業務知識の習得や事務処理を困難にしている状況である。共済組合としては、事務担当者が事務を遂行する上で必要な情報を、①通知文等の文書、②広報誌「かがやき」、③公立学校共済組合東京支部ホームページ等を活用して、できるだけタイムリーに提供していく。

本日、説明会時点で判明している、制度変更の予定は次のとおりである。

2-① 給付日額上限の見直し（育児休業手当金、介護休業手当金）

毎年 8 月 1 日に改正される。

本日現在、改定額は未確定。

所属所への通知書発出は、7 月下旬を予定している。

「かがやき」では、次号（秋号）に掲載を予定している。

2-② 支給率の見直し（介護休業手当金）

平成 28 年 8 月 1 日施行。

現行 → 標準報酬日額 $\times 40/100$ （円位未満切捨て）

改正後 → 標準報酬日額 $\times \underline{67}/100$ （円位未満切捨て）

平成 28 年 8 月 1 日以降、初めて介護休暇を取得した期間にかかる請求から適用する。

※平成 28 年 7 月 31 日以前から介護休暇を取得している場合の支給率は、40/100。

所属所への通知書発出は、前 2-①の「給付日額上限」の通知と同時期になる予定である。

「かがやき」では、次号（秋号）に掲載を予定している。

2-③ 入院時食事療養費の引上げ

入院時に供される食事については、自己負担額の上限が設定されている。その額が段階的に引き上げられる。

・平成 28 年 4 月以降 1 食 360 円

・平成 30 年 4 月以降 1 食 460 円

ただし、低所得者や難病・小児慢性特定疾病患者の負担は据え置かれる（1 食 260 円）。

所属所への通知 平成 28 年 5 月 13 日付 28 公立東京給第 255 号で通知済

2-④ 個人番号（マイナンバー）の取扱い

個人番号については、健康保険において平成29年1月から利用が開始される。

また、平成29年7月からは、個人番号を活用した情報連携が開始される予定である。

法律では、短期給付関係各種給付金請求の際に個人番号を記載させることを想定しているが、共済組合での運用方法は未定である。所属所で行う事務の内容や、措置すべき事項等については、現在、公立学校共済組合本部と連絡調整しながら検討を進めている。

所属所での対応が判明したら、可及的速やかに情報提供する予定です。

3 その他

3-① ジェネリック医薬品負担額軽減通知

先発医薬品から後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の自己負担軽減効果等をお知らせするものであり、平成26年度の実施に続き2回目の取組となる。

■対象者

次の条件のどちらにも該当する方。

- ①平成28年6月1日現在、組合員（被扶養者を含む）の資格を有している方で20歳以上の方。
（任意継続組合員（その被扶養者を含む）を除く）
- ②平成27年4月から平成28年3月までの診療において、慢性的な生活習慣病で先発医薬品の処方を受けた方。
- ③ジェネリック医薬品に変更した場合の軽減額の効果が大きい方。

■通知の時期

平成28年8月中旬

■通知方法

平成28年6月1日現在共済組合に登録されている住所宛てに発送する。

同居家族でも、通知は個別となる。

宛先不明等で返送された通知は再送しない。

■カスタマーサポートセンター

通知に関する各種問合せを受け付ける。（設置期間は、通知発出後から平成28年11月末まで）
電話番号は未定。

■所属所への実施通知

カスタマーサポートセンターの詳細が判明次第通知する。

また、「共済フォーラム9月号」「かがやき秋号」でも記事を掲載する。

3-② 事前にいただいた質問から

○産休・育休・病気休業取得時の注意点について教えてほしい

- 短期給付関係に絞って回答します。

産休期間中は短期給付関係の手続きはありません。(掛金免除→経理担当)

育休期間中は「育児休業手当金」の給付を受けられます。(掛金免除→経理担当)

「育児休業手当金」の詳細は、資料4を参照してください。

病気休業(病気休暇・病気休職)になったら、傷病手当金の給付が受けられる場合があります。詳細は、資料2を参照してください。

○育休休業等終了時改定について教えてほしい(類似質問複数あり)

- 短期給付掛金の基礎と標準報酬月額の設定については、経理担当が所管しています。ご質問の内容を経理担当に展開しました。この説明会に間に合えば会場で回答します。間に合わなかったら、別途何らかの方法でお応えできるよう調整します。

○その他の質問

- 共済組合として回答が難しいものは除き、本日の各担当の説明の中で回答できるよう努めます。

3-③ 短期給付担当に問合せする際のお願い事項

短期給付事務は、様々な給付金を扱っているため、「担当制」をとっています。

お問合せの際は、①問合せの内容(給付金の名称。出産費、育児休業手当金等)、②所属所の名称を教えてください。各担当に引き継ぎます。御協力をお願いします。

短期給付事務の概要についての説明は以上です。

短期給付は範囲が広く分かりにくい部分が少々ありますが、円滑な事務処理について御協力をお願いします。